平成２７年（フ）第６３６号
大阪市西成区千本南１丁目17番21号　エヌアール千本南302号、前住所大阪府堺市南区高尾３丁3317番地２
債務者　米田　昇司
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４２号
大阪市西淀川区姫島５丁目２番15号　シティハイツ姫島303号室
債務者　安達　一雄
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４９号
大阪市天王寺区夕陽丘町３番10―205号
債務者　髙宮　奈美（旧姓鎌野）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６９７号
大阪市天王寺区玉造元町２番35号　玉造末広ビル801号
債務者　尾川　知子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺340番地１サウスウインド316
債務者　井生　幸伸
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５４４号
大阪府泉佐野市鶴原1376番地の３－Ｂ－202
債務者　坂口　篤憲
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番２－205号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１－３－1107
債務者　岸田　英男
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
大阪府泉大津市綾井９番地の１サンシティ綾井107号、前住所大阪府泉大津市豊中町２丁目３番43―207号
債務者　村岡香代子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅４－101、前住所大阪府泉南市新家4529番地の１Ｒｉｎｏｎ新家Ｃ棟117号
債務者　髙松スヱ子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
大阪府泉大津市二田町２丁目12番22号、前住所大阪府泉大津市助松団地１番９－303号
債務者　山口美津子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６６５号
北海道千歳市清水町４丁目４番地の１
債務者　外川　喜昭
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６６号
北海道千歳市清水町４丁目４番地の１
債務者　外川　絹代
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８４８号
札幌市白石区東札幌４条２丁目１番23号
債務者　中野　正一
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６号
札幌市北区篠路10条２丁目４番５－105号
債務者　小川　孝喜
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
札幌市北区篠路10条２丁目４番５－105号
債務者　小川ひろみ
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０号
札幌市北区新琴似４条７丁目１番５号　メゾンヤマト202号
債務者　熊野　厚志
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０号
札幌市北区麻生町６丁目１番17号　Ｐａｌｍ　Ｈｉｌｌ麻生Ⅰ105号
債務者　辻　　孝尚
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部